

改正案	現行
<p>別紙様式第十七号の三（第二百八条の五第二号、第二百八条の十第一項第二号関係） （日本工業規格 A 4） 親会社及びその子法人等の業務及び財産の状況に関する報告書</p> <p style="text-align: center;">〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>1～5 （略）</p> <p>（注意事項） 1 一般的事項 （1）～（3） （略） （4） この様式において「四半期連結財務諸表」とは、四半期連結貸借対照表並びに四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書若しくは四半期連結損益及び包括利益計算書又は指定国際会計基準等により作成が求められる四半期連結貸借対照表並びに四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書若しくは四半期連結損益及び包括利益計算書に相当するもの並びに持分変動計算書をいう。 （5） この様式において「連結財務諸表」とは、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書若しくは連結損益及び包括利益計算書並びに連結株主資本等変動計算書又は指定国際会計基準等により作成が求められる連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書若しくは連結損益及び包括利益計算書並びに連結株主資本等変動計算書に相当するものをいう。 （6） この様式において「中間連結財務諸表」とは、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書若しくは中間連結損益及び包括利益計算書並びに中間連結株主資本等変動計算書又は指定国際会計基準等により作成が求められる中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書若しくは中間連結損益及び包括利益計算書並びに中間連結株主資本等変動計算書に相当するものをいう。 （7） （略） 2～5 （略）</p>	<p>別紙様式第十七号の三（第二百八条の五第二号、第二百八条の十第一項第二号関係） （日本工業規格 A 4） 親会社及びその子法人等の業務及び財産の状況に関する報告書</p> <p style="text-align: center;">〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>1～5 （略）</p> <p>（注意事項） 1 一般的事項 （1）～（3） （略） （4） この様式において「四半期連結財務諸表」とは、四半期連結貸借対照表及び四半期連結損益計算書又は指定国際会計基準等により作成が求められる四半期連結貸借対照表及び四半期連結損益計算書に相当するもの並びに持分変動計算書をいう。 （5） この様式において「連結財務諸表」とは、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書又は指定国際会計基準等により作成が求められる連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書に相当するものをいう。 （6） この様式において「中間連結財務諸表」とは、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書又は指定国際会計基準等により作成が求められる中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書に相当するものをいう。 （7） （略） 2～5 （略）</p>

改正案	現行
<p>別紙様式第十七号の五（第二百八条の二十三第一項関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格 A 4）</p> <p style="text-align: center;">第 期事業報告書〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 経理の状況 (1)・(2) （略）</p> <p>（注意事項）</p> <p>1 この様式において「連結財務諸表」とは、<u>連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書若しくは連結損益及び包括利益計算書並びに連結株主資本等変動計算書又は指定国際会計基準により作成が求められる連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書若しくは連結損益及び包括利益計算書並びに連結株主資本等変動計算書に相当するものをいう。</u></p> <p>2～4 （略）</p>	<p>別紙様式第十七号の五（第二百八条の二十三第一項関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格 A 4）</p> <p style="text-align: center;">第 期事業報告書〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 経理の状況 (1)・(2) （略）</p> <p>（注意事項）</p> <p>1 この様式において「連結財務諸表」とは、<u>連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書又は指定国際会計基準により作成が求められる連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書に相当するものをいう。</u></p> <p>2～4 （略）</p>